

佐佐十^三也

工文略佐佐ハ飽海郡ノあり
工古ハ佐佐飽海列而ト云ヘリ

碓方坐

利各十二也。白谷七也。飽海秋田各十也。同
傳于此条下に坐利六也とあり。是亦の文
義を推さるに古ハ坐利と碓方とハ列地
として今のところ坐利郡の月ハ碓方と云
ふ也。一といは見てもけしとハ南郡も秋田郡
の月と見へり。

三代実録仁和元年出羽國秋田城中及飽
海郡とあり。及の字飽海ハ秋田郡の隣郡と
する意味有るや一説ハ飽海を坐利城の

館なりといふ人あれ。延喜式の文義を
考れば地利お遠きなり。坐利ハ古ハ秋田ハの
邊なり。事歌る傳るの定者として云々。一
義經記二と云。切見の若強盛の条下に
其年ハ飢饉なり。りれハ出羽はうきこゆ。
せんとうの大將ハ坐利左衛門と云。ものとき
切見の若強盛ハ藤原王族令廣吉氏同氏
として奥州へり。あふ年として承安二年二月
の事なり。又東鑑十と云。ハ故泰衡并院
大川次郎兼任叛逆を企て。義經并朝日冠